



職場とH I V・エイズ



・ 職場で取り組むエイズ

・ 障がい者雇用を進める事業主の皆様へ

・ HIV陽性者と共に働く皆様へ



大阪エイズ啓発
キャラクター
「アイヤン」

HIV＝エイズではありません。

「HIV」はウイルスの名前で、「HIV」に感染した人が「HIV陽性者」です。
「エイズ」はHIVに感染したことにより、免疫力が低下し、重い症状がでるようになった状態です。

《参照》

- ・ 大阪府HP「大阪府エイズ・H I V情報」
- ・ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」
(平成7年2月20日付け 労働省労働基準局長・職業安定局長通達：平成22年4月30日付け一部改正)

《お問い合わせ先》

- ・ 本冊子内容に関するお問い合わせ
- ・ 職場内での「H I V・エイズ講習会」の講師選定等企画に関するご相談

大阪府健康医療部保健医療室医療対策課感染症グループ

電話 06-6941-0351 (内線2543)

FAX 06-6941-9323



職場で取り組むエイズ



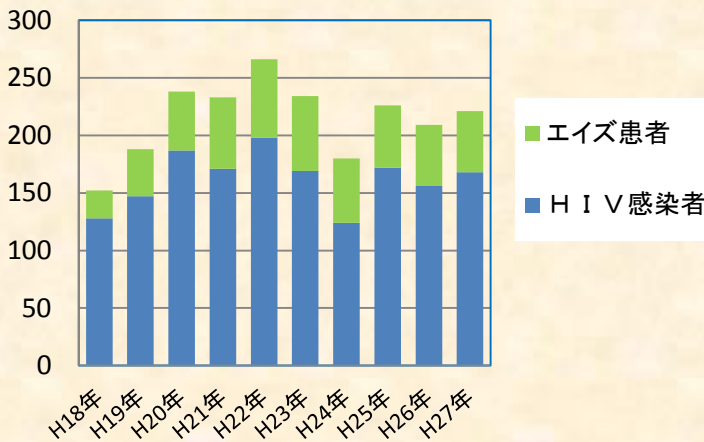
なぜ職場でエイズに取り組む必要があるのでしょうか。

あなたは、HIV・エイズと聞くと何となく避けていませんか？

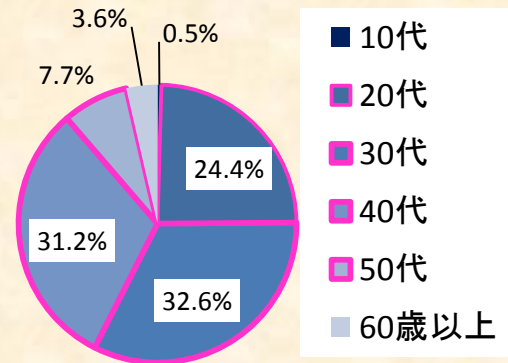
大阪では、毎年約**250名**の新規HIV感染者・エイズ患者の報告があり、**20代から50代の就労世代が約96%**を占めます。

職場では、HIV感染予防や偏見・差別を解消する啓発等、避けることのできないテーマがたくさんあります。

大阪府のHIV感染者・エイズ患者報告数



大阪府の新規報告者の年齢構成割合 (平成27年)



「大阪府におけるエイズ発生動向」より

HIV・エイズは、今の治療では、高血圧や糖尿病と同じような慢性疾患です。

エイズは、ウイルスに感染していても自覚症状がないため、気が付きにくい病気です。しかし、ウイルス感染を早期に発見し治療を始めることで、発症を抑え、今までとほぼ同じ生活を送り働き続けることができます。

職員一人一人が感染予防に関する正しい知識を持つこと

心配な行為があったら、保健所等で検査を受けること

HIVに感染していても、偏見や差別がなく、働き続けられる職場環境

誰もが働きやすい職場へ。

人材の損失を防ぐことにつながります。



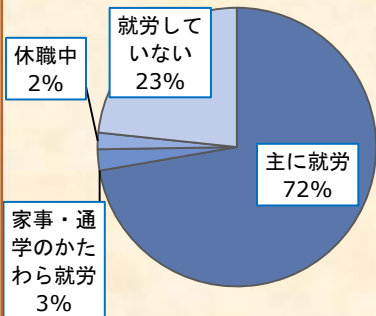
障がい者雇用を進める事業主の皆様へ



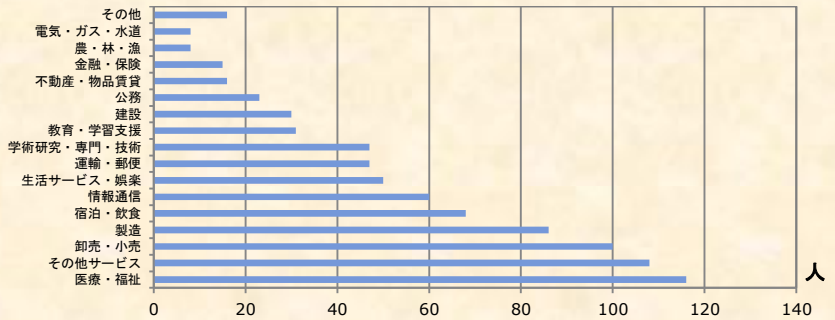
身体障がい者手帳「免疫機能障がい」をご存じですか？

身体障がい者手帳の「免疫機能障がい」は、HIV感染症による免疫の障がい为前提です。
HIV陽性者の約9割が障がい者手帳を取得しており、「障害者雇用率制度」の対象です。

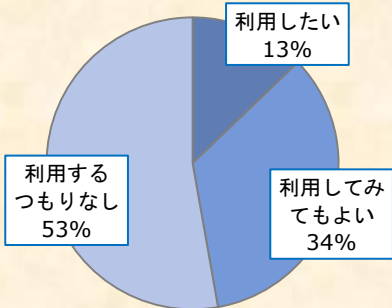
HIV陽性者の就労状況



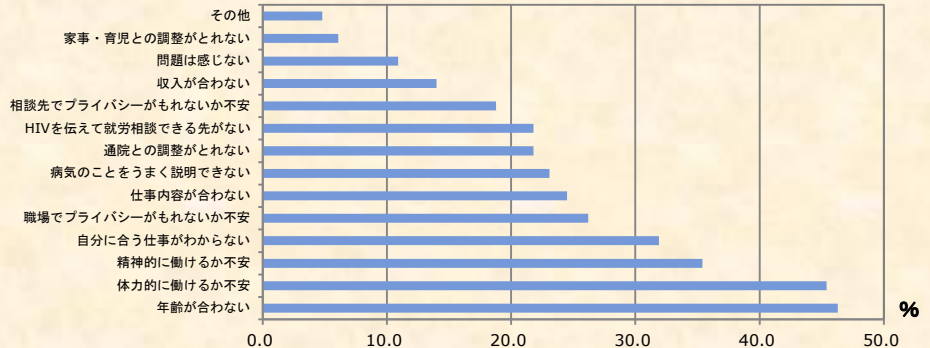
HIV陽性者の勤務先の業種



障害者雇用制度の利用意向



就労に関して感じている問題点



HIV陽性者の72%が就労中です。
就労先の業種は多様で、原則HIV感染を理由に就労できない業種はありません。
約47%が、「障害者雇用率制度」の利用意向があります。
就労に際し、プライバシー保護や病気の理解に不安を感じている方が多いことがわかります。

(※) 「HIV陽性者の生活と社会参加に関する研究」
(2014年3月厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業
『地域においてHIV陽性者等のメンタルヘルスを支援する研究』より)
「地域におけるHIV陽性者等支援のためのウェブサイトhttp://www.chiiki-shien.jp/」

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

HIV陽性者の方に必要な職場での配慮は、「プライバシーの保護」「定期的な通院と服薬」です。その他、本人の申し出がない限り、特別扱いは不要です。



HIV陽性者と共に働く皆様へ



「HIV感染・エイズ＝死」ではありません。

治療法の進歩により、早期にHIV感染がわかれば、エイズを発症したり、死に至ることはありません。
他の慢性疾患と同じように、治療を受けながら、変わらず社会生活を続けることが可能です。

HIVは日常生活では感染しません。

HIVの感染経路は、「性行為」「注射器（針）の共用」「母子感染」に限られます。
一緒に食事や入浴をする、トイレの共有などの日常生活で感染することはありません。
HIVは、日常の職場生活では感染しません。

職場で必要な配慮は？

プライバシーに配慮してください

HIV感染に関わる情報を、どのタイミングで、誰に伝えるか、伝えないは、本人の選択が尊重されます。
どのような配慮を求めたいのか、必要ないのかも、本人と一緒に考えていきましょう。

本人の申し出がない限り
特別扱いは不要です

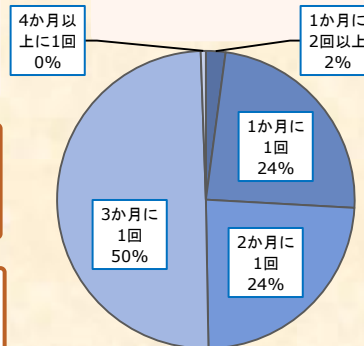
他の人の血液に触れる際は
手袋が必要です

傷口のない手指で血液に触れても、HIVは感染しませんが、人の血液の中には、肝炎などの他のウイルスが含まれている場合もあります。
他人の出血等の処置の際は、常に素手で行わず、手袋を着用しましょう。

定期的な通院と服薬が必要です

HIV診療での通院回数

通常、1～3か月に1回の通院
1日1～2回の服薬が必要です。



(※) 「HIV陽性者の生活と社会参加に関する研究」
(2014年3月厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業
『地域においてHIV陽性者等のメンタルヘルスを支援する研究』より)

イメージではなく、
正しい知識が必要です